

鹿児島市高齢者福祉電話貸与要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に居住するひとり暮らしの高齢者等に対して予算の範囲内で高齢者福祉電話（以下「福祉電話」という。）を貸与することにより、ひとり暮らしの高齢者等の生命の安全を図り併せて孤独感を和らげるとともに、関係機関等の協力を得て電話による安否の確認を行い、各種の相談に応ずるなどのサービスを提供し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 前条に規定する福祉電話貸与の対象者は、おおむね65歳以上の高齢者で、次の各号に該当する世帯に属するものとする。

- (1) ひとり暮らしの高齢者又は高齢者だけの世帯で1人が病弱なため、寝たきりの状態若しくは緊急な事態において生命の安全の確保が懸念される者のいる世帯
- (2) 現に電話が設置されていない世帯
- (3) 定期的な安否の確認が必要と認められる高齢者がいる世帯
- (4) 住民税の非課税世帯

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた高齢者には、福祉電話を貸与することができる。

(貸与申請)

第3条 福祉電話の貸与を受けようとする者は、鹿児島市高齢者福祉電話貸与申請書（様式第1）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(決定通知等)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、申請者の実態を速やかに調査のうえ、貸与の可否を決定し、鹿児島市高齢者福祉電話貸与決定通知書（様式第2）、又は鹿児島市高齢者福祉電話貸与却下通知書（様式第3）により、その旨申請者に通知するものとする。

(契約の締結)

第5条 前条の規定により貸与の通知を受けた者は、本市と鹿児島市高齢者福祉電話使用貸借契約書（様式第4）により契約を締結しなければならない。

(費用の負担)

第6条 福祉電話の設置に要する費用は、本市の負担とする。

- 2 福祉電話の貸与は、無償とする。
- 3 福祉電話の回線使用料、配線使用料及び機器使用料は、本市の負担とし、通話料金、移転料、修繕料その他使用に伴って生じる費用は、貸与を受けた者又はこれを扶養する者（以下「借受人」という。）の負担とする。

(貸与期間)

第7条 福祉電話の貸与期間は、第5条の契約締結日から市長が必要と認める期間とする。

(管理義務等)

第8条 借受人は、貸与された福祉電話を善良な管理者の注意をもって維持管理するものとし、これを第三者に譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 借受人は、貸与された福祉電話を貸与の目的に反して使用してはならない。

3 借受人は、福祉電話の設置場所を移動しようとするときは、事前に市長の承認を受けなければならない。

(報告義務)

第9条 借受人は、貸与された福祉電話をき損し、又は滅失した場合には、直ちに市長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

(損害の賠償)

第10条 前条の場合における福祉電話のき損又は滅失が借受人の故意又は過失によって生じたものであると認められるときは、借受人は市長が請求する損害金を賠償しなければならない。

(返還の申出)

第11条 借受人は、福祉電話を必要としなくなったときは、速やかに市長にその返還を申し出なければならない。

(解約)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、第5条の契約を解約し、鹿児島市高齢者福祉電話使用貸借契約解約通知書(様式第5)により借受人に通知するものとする。

(1) 借受人の住居に福祉電話以外の電話が設置されたとき。

(2) 借受人が本市以外に転出したとき。

(3) 借受人が長期間入院し、又は養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所したとき。

(4) 借受人が電話料金を2月以上滞納したとき。

(5) 借受人がこの要綱に違反したとき。

(6) その他市長が、福祉電話を貸与する必要がないと認めるとき。

(返還)

第13条 借受人は、第7条の貸与期間が満了した場合又は前条の規定により契約を解除された場合は、速やかに福祉電話を市長に返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和57年6月17日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和60年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年6月1日から施行し、改正後の鹿児島市老人福祉電話貸与要綱の規定は平成5年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成9年5月1日から施行し、平成9年4月分の福祉電話の回線使用料、配線使用料及び機器使用料（以下「基本料金」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 平成9年3月分までの基本料金に係る補助金の交付手続等については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(桜島町等の編入に伴う経過措置)

- 2 桜島町の編入の日（以下「編入」という。）前に、桜島町高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成12年6月26日桜島町告示第24号）、の規定によりされた申請その他の行為については、この要綱の相当規定によりされた行為とみなす。

- 3 編入日前に、桜島町要綱に規定されていた様式により作成された書類は、この要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

- 4 桜島町の編入の際現に桜島町の区域内に住所を有している者に係る高齢者福祉電話貸与等については、平成16年度に限り、この要綱の規定にかかわらず、桜島町要綱の例による。

- 5 吉田町、喜入町、松元町及び郡山町の編入の際現にこれらの町の区域内に住所を有している者については、この要綱は、平成17年3月31日までの間は、適用しない。

付 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の鹿児島市高齢者福祉電話貸与要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市高齢者福祉電話貸与要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、平成28年3月11日から施行する。